

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 大改悪の医療・介護総合法案</p> <p>(25分)</p> <p>私は昨年の12月議会で許すな介護保険制度の改悪と題して一般質問を行っています。</p> <p>国会で審議中の改悪医療、介護総合法案に対して、各種団体の要請行動や国会を取り巻くデモ行進に加え、各自治体や地方議会でも「生活を奪う」「受け皿がない」などと、介護保険改悪に反対の意見書を210議会が提出しています。</p> <p>しかし自民・公明の与党は去る5月14日、衆議院労働委員会で全野党が反対する中「医療、介護総合法案」の審議を一方的に打ち切り、採決を強行し、可決しました。</p> <p>懸念が解消されないまま、6月に成立する見通しが強まったとの事です。</p> <p>既にご存じの通り、この医療、介護総合法案の内容は、介護保険で要支援1と2の判定をされた人の訪問介護と通所介護を介護保険の給付から外すこと、特養ホームの入所対象を原則「要介護3以上」に制限するとしています。大勢の要求によって認知症の方のみ入所を認めると改善されましたが、利用料については一定の所得者は2割を負担するとされています。</p> <p>医療では「病床機能報告制度」が新設されました。これは一般病床を4つの機能に分け、機能別に病床数をコントロー</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>ルして削減していくのですが、権限は都道府県に与えられています。</p>	
<p>医師数全国最低の埼玉県は今後どのように医療体制の構築をしていくのでしょうか。</p>	
<p>国は介護保険から外した訪問介護、通所介護を自治体に対してN.P.Oやボランティア等を利用して市町村事業に移管しようとしています。</p>	
<p>ボランティアまかせでは目的は果たせません。専門職の援助こそが必要と思われます。市の対応を求めます。</p>	
<p>(1) 医療、介護総合法案で大巾改正され、市の負担が増加する事に対して、どのように考えているのか。又、この間の国に対する働きかけについて</p>	
<p>(2) 介護保険から外される要支援1、2に対する市の在宅介護と通所支援について</p>	
<p>(3) 要介護1、2でも当面は現在の入所者は特養に残れると思われるが、今後の対応について。又、特養の待機状況について</p>	
<p>(4) 医療改正では一般病棟を4つに分け、病床数をコントロールして削減するとしているが、今後の状況について</p>	
<p>(5) 在宅医療の取り組みについて</p>	

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>2 どの子も守られ、愛される学校に（25分）</p> <p>日本が子どもの権利条約の仲間入りをして、20年が経ちました。1994年の事です。世界で158番目でした。</p> <p>子どもの権利条約は1989年11月20日国際連合が作りました。18歳以下の全ての子どもの権利を守る為に約束したものです。全部で54条、国や県、市、大人達が子どもの権利を守る為にしなければならないことが定められています。</p> <p>大きな柱は4つで、生きる権利（生存）、育つ権利（発達）、守られる権利（保護）、参加する権利（参加）です。1人1人を大切にしよう、これは自分さえ良ければ良いという事ではなく、周りの人達も同じように大事にしなくてはいけないということです。</p> <p>ところで国連が日本に問題があると指摘していることがあります。</p> <p>国連子どもの権利委員会では、子どもの権利条約が守られているか審査しています。2010年に日本政府の報告書が審査されました。その結果子ども関連の法律を人権の視点に立って抜本的に見直すこと、学校はもとよりあらゆる場面で子どもの意見を尊重することなどが指摘されました。また子どもの貧困問題にも対応するよう促されています。</p> <p>どの子も生きる権利があり、守られ愛される、大切にされ</p>	<p>教育委員会 委員長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
ば、問題は起きないとと思われます。 ところが生きている社会地域の生活の現実と、子どもたちを追い立てる、教育の競争政策に煽られた教室環境の中で、心の休まる時はあるのでしょうか。	
(1) 1人1人を大切にした教育は、どう行われているのか。 また、子どもの権利条約の真髓は活かされているのか。	
(2) 平成26年度、全国学力、学習状況調査の学校別結果公表をすることに決定した。教育委員会事務局で内容と方法を判断することですが、どう対応されたのか。	
(3) 道徳副読本を持ち帰っているか、文部科学相が調査と監視を進めているようであるが、教育委員会の対応について	
3 安心、安全の生活公共交通を!! (10分)	市長
高齢化社会に突入し、移動することが困難な人達が今後一層増加することが予想されます。引き籠もりになり不健康で病気になることのないようにする為には、気楽に便利に使える公共交通はなくてはならないものと言えます。	
昨年の12月「交通政策基本法」が成立し施行されました。しかし残念ながら交通弱者などへの「移動権」の保障が規定されていないという問題があります。	

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>各地域で「いつまでも住み続けられる地域づくり」に向けて、必要な移動を保障される権利を盛り込んだ、交通基本条例の制定をする必要があるのではないか。どうか。</p> <p>市では6月1日（日）つるバス、つるワゴンの新ダイヤ運行が開始されました。それに伴って新時刻表が配布されました。</p> <p>近くにバス停が出来て良かった、便利になったと喜んでいる方もいますが、上新田一坂戸駅線が直通ではなくなりました。バスは途中下車してつるワゴンに乗り換えなければなりません。関越病院等への通院が大変になって困っていることがあります。</p> <p>早期見直しと対策が必要です。</p> <p>(1) 各地域からの市民の要望について</p> <p>(2) 上新田一坂戸駅線を復活すること</p> <p>(3) 30分に1本の運行の実現について</p> <p>(4) 交通基本条例の制定について</p>	